



厚生労働省北海道労働局発表
平成29年7月26日

担当

厚生労働省
北海道労働局雇用環境・均等部指導課
課長 八島 寿春
雇用環境改善・均等推進指導官
龍瀧 良之
電話 709-2311 (内線3577)

次世代育成支援対策推進法に基づく

北海道初のプラチナくるみん認定企業が決定

～認定通知書交付式は8月1日（火）北海道労働局にて開催～

北海道労働局（局長 引地 睦夫）は、次世代育成支援対策推進法に基づき「プラチナくるみん」認定企業として、ホシザキ北海道株式会社（代表取締役社長 丸山 暁）を認定しました。

この認定は、くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が一定の要件を満たした場合、優良な「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）が企業に対して行う特例認定（プラチナくるみん認定）です。

1 プラチナくるみん認定企業

ホシザキ北海道株式会社

所在地：札幌市
従業員数：358名（うち女性63名）
業種：商業



2 認定通知書交付式

日時：平成29年8月1日（火） 午前10時00分～

場所：北海道労働局 局長室

（札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎9階）

※ 当日の取材については、北海道労働局雇用環境・均等部指導課 龍瀧までご連絡ください。

〈添付資料〉

1. ホシザキ北海道株式会社における取組概要
2. プラチナくるみん認定基準

ホシザキ北海道株式会社における取組概要



行動計画期間

平成26年4月1日～平成29年3月31日

認定企業の取組概要

ホシザキ北海道株式会社においては、ホシザキグループで掲げている「ワーク・ライフ・バランス」につながる施策として、「ながく勤めてもらうこと」を中心に、以下のことに取り組んでこられました。

- 1 計画期間内に、育児休業取得に関して、男性1人以上・女性の取得率80%以上という目標を掲げて、産前産後休暇や育児休業等の法制度を全社員に周知するとともに、妊娠から出産までの手続きフローチャートを社員に説明する機会を設けるなどの取り組みを続けた。
その結果、男性の取得者11人（取得率30.6%）、女性の取得率100%を達成した。
- 2 毎週水曜日をノー残業デイと定めて、所定外労働時間の削減に取り組んだ。
その結果、毎月、労働者の90%以上がノー残業デイを実施し、年間総実労働時間を削減した。
- 3 全体の年次有給休暇取得率65%を目標として掲げて、本人や家族の誕生日、結婚記念日その他の記念日をメモリアルDAYと称し年次有給休暇の取得を促すとともに、半日単位の年次有給休暇を制度化する等、年次有給休暇を取得しやすい環境整備を行った。
その結果、年次有給休暇取得率約70%となった。



プラチナくるみん認定基準

- 認定基準 1 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと。
-
- 認定基準 2 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
-
- 認定基準 3 行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
-
- 認定基準 4 行動計画を公表して、労働者への周知を適切に行っていること。
-
- 認定基準 5 男性の育児休業等取得について、次の①又は②を満たすこと。
- ① 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に対する育児休業等を取得した者の割合が13%以上
 - ② 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に対する育児休業等を取得した者及び育児休業等に類似した企業独自の休暇制度を利用した者の割合が30%以上、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。
-
- 認定基準 6 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であること。
-
- 認定基準 7 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。
-
- 認定基準 8 労働時間数について、次の①及び②を満たすこと。
- ① フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。
 - ② 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。
-
- 認定基準 9 次の①～③すべてに取り組み、①又は②について数値目標を定めて実施し、達成すること。
- ① 所定外労働の削減のための措置
 - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
-
- 認定基準 10 計画期間において、
- ① 子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日に在職（育休中を含む）している者の割合が90%以上
 - ② 子を出産した女性労働者及び子を出産する予定であったが退職した女性労働者のうち、子の1歳誕生日に在職（育休中を含む）している者の割合が55%以上のいずれかを満たすこと。
-
- 認定基準 11 育児休業等を取得し又は子育てをする女性労働者が就業を継続し、活躍できるよう、能力向上やキャリア形成のための支援などの取組の計画を策定し、これを実施していること。
-
- 認定基準 12 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

※ 従業員300人以下の企業の場合、認定基準5及び10については特例があります。

※ プラチナくるみん認定マークのマントの色は、ピンク色、だいだい色、黄色、緑色、青色、紫色、又はこれらの色を淡くした合計12色があります。

ただし、不適当な場合には、全体が黒色のものを使用することができます。

次世代育成支援対策推進法とは

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにした法律で、平成 17 年 4 月 1 日から施行されています。

同法は施行時において 10 年間の時限立法でしたが、その後改正され、有効期限が平成 37 年 3 月 31 日まで、さらに 10 年間延長されました。

企業は、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための「一般事業主行動計画」を策定し、公表及び従業員へ周知するとともに、都道府県労働局に届け出ることが求められています(常時雇用する従業員が 101 人以上の企業においては義務、100 人以下企業においては努力義務となっています)。

くるみん認定、プラチナくるみん認定とは

策定した行動計画に定めた目標を達成したなど、一定の基準を満たした場合、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣(都道府県労働局長に委任)の認定(くるみん認定)を受けることができます。

また、くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が一定の基準を満たした場合、優良な「子育てサポート企業」として特例認定(プラチナくるみん認定)を受けることができます。

北海道内のくるみん、プラチナくるみんの認定状況は

くるみん認定を受けている企業は全国で 2,726 社、うち北海道では、30 社(別紙一覧参照)あります。

プラチナくるみん認定を受けている企業は全国で 138 社です(いずれも平成 29 年 6 月末日現在)。北海道では今回が初めてです。



北海道内のくるみん認定企業一覧

【平成29年6月末日現在】

	認定決定企業名	認定年	所在地	規模	備考	業種
1	(社福)光寿会	2017年	帯広市	B		福祉
2	(医社)五稜会病院	2012年・2016年	札幌市	B	2回目	医療
3	北海道総合通信網(株)	2016年	札幌市	B		建設
4	(医社)函館脳神経外科	2016年	函館市	B		医療
5	(株)アインファーマシーズ	2015年	札幌市	A		卸売・小売
6	北海道ガス(株)	2015年	札幌市	A		電気・ガス
7	国立大学法人 旭川医科大学	2015年	旭川市	A		教育・医療
8	(医)喬成会	2015年	石狩市	A		医療・福祉
9	北海道電力(株)	2015年	札幌市	A		電気・ガス
10	日本アクセス北海道(株)	2015年	札幌市	B		卸売・小売
11	(社医)愛心館	2015年	札幌市	A		医療・福祉
12	(社医)医仁会中村記念病院	2015年	札幌市	A		医療
13	(医社)博愛会	2015年	帯広市	A		医療
14	扶洋薬品(株)	2015年	札幌市	C		小売
15	(株)フヨウサキナ	2015年	札幌市	C		小売
16	(社福)北海道療育園	2014年	旭川市	A		福祉
17	(社福)真宗協会	2014年	帯広市	A		福祉
18	ホシザキ北海道(株)	2014年	札幌市	B		卸売
19	国立大学法人 北海道大学	2014年	札幌市	A		教育
20	(医)オホーツク勤労者医療協会	2014年	北見市	B		医療
21	(株)アレフ	2012年	札幌市	A		飲食
22	SOC(株)	2012年	札幌市	A		情報・通信
23	北海道テレビ放送(株)	2012年	札幌市	B		情報・通信
24	(株)NTT東日本-北海道	2009年	札幌市	A		情報・通信
25	日本アイビーエム・ソリューション・サービス(株)	2008年・2012年・2015年	札幌市	A	3回目	情報・通信
26	株式会社エヌ・ティ・ティ・ソルコ	2008年	札幌市	A		その他
27	六花亭製菓(株)	2007年	帯広市	A		小売
28	(医社)慶友会 吉田病院	2007年	旭川市	A		医療
29	(社)北海道勤労者医療協会	2007年	札幌市	A		医療
30	(株)北洋銀行	2007年・2013年・2015年	札幌市	A	3回目	金融

※ 規模欄 : A(301名以上) B(101名~300名) C(100名以下)

※ 最近の認定を受けた企業から順に記載しています。